

公益財団法人所沢市公共施設管理公社役員等の報酬等及び費用弁償規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人所沢市公共施設管理公社定款（以下「定款」という。）第16条及び第33条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償の支給の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員 公益財団法人所沢市公共施設公社（以下「公社」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等 次条の報酬及び第4条の期末手当をいう。

(報酬)

第3条 役員等（常勤の役員（使用人兼務役員を含む。）及び所沢市の職員である役員を除く。）が理事会、評議員会及び監査等に出席したとき（定款第23条の規定による評議員会の決議の省略及び定款第40条の規定による理事会の決議の省略の場合を含む。）は、1日について7,900円を報酬として支給する。

- 2 常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第1に基づき、理事会において決定する。
- 3 前項に定める常勤の役員に対する報酬の支給日は、その月の21日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日及び休日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。
- 4 常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）の報酬の計算期間（以下「報酬期間」という。）は、毎月1日から末日までとする。
- 5 新たに常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）に就任した者には、その日から定められた報酬を支給する。
- 6 常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）が退任したときは、その日まで報酬を支給する。
- 7 常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 8 第5項又は第6項の規定により、報酬を支給する場合であって、報酬期間の初日から支給するとき以外のとき、又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 9 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 10 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在任している常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、報酬月額に、100分の100を乗じて得た額とする。

3 期末手当は、6月期においては6月15日に、12月期においては12月15日に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が公社の業務で旅行したときは、別表第2に定めるもののほか、鉄道賃、船賃及び航空賃は、それぞれの路程に応じ旅行運賃等による額を、車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により、費用弁償として支給する。

2 役員等（常勤の役員（使用人兼務役員を含む。）及び所沢市の職員である役員を除く。）が理事会、評議員会及び監査等に出席したときは、費用弁償として、1日について3,300円を支給する。

3 常勤の役員（使用人兼務役員を除く。）には、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする場合には、通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に該当する場合を除く。

(2) 通勤のため交通の用具（自転車及び自動車その他の原動機付きの交通用具）を使用することを常例とする場合には、別表第3に定める額を支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に該当する場合を除く。

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、前号に掲げる交通の用具を使用することを常例とする場合には、前2号に掲げる額の合計額を支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。

(公表)

第6条 公社は、この規則の公表をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準を公表したものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人所沢市公共施設管理公社の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成元年2月22日施行の財団法人所沢市公共施設管理公社役員給与及び費用弁償規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

常勤の役員の報酬月額

理事長 40万円までの範囲内
常務理事 30万円までの範囲内

別表第2（第5条関係）

旅行の費用弁償

車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
37円	3,300円	13,100円	3,300円

別表第3（第5条関係）

通勤手当

通勤距離	支給額	通勤距離	支給額
片道2km以上 4km未満	月額3,900円	片道8km以上 10km未満	月額6,200円
片道4km以上 6km未満	月額4,700円	片道10km以上 12km未満	月額7,100円
片道6km以上 8km未満	月額5,500円	片道12km以上	月額8,000円